

## 計画策定の背景

- 平成28年6月 児童福祉法等の一部を改正する法律施行「子どもが権利の主体」「家庭養育優先原則」の明記
- 平成29年8月 「新しい社会的養育ビジョン」とりまとめ改正児童福祉法の理念の具体化、改革の工程等を提示
- 平成30年7月 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」通知子どもの最善の利益の実現に向けた都道府県計画策定を要請

## 計画の基本理念

- (1) 子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を優先
- (2) 家庭養育優先の原則
  - 子どもが家庭において健やかに育成されるよう、保護者を支援（在宅家庭への支援強化）
  - 家庭における養育が困難または適当でない場合には、「家庭と同様の養育環境」を確保（里親等による家庭養育）
  - これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」を確保（児童養護施設等における専門的養育）

## 計画期間

令和2年度から令和11年度（10年間） 前期：令和2年度から令和6年度 後期：令和7年度から令和11年度

## 本県の社会的養育の現状

### ＜代替養育対象児童数＞

- ・児童人口は減少、代替養育対象児童数はほぼ横ばい
- ・代替養育対象児童数の割合は増加傾向

	H21	H26	H30
児童人口（0～17歳）※1	140,652	131,054	120,894
代替養育対象児童数※2	214	208	208
児童人口1000人当たり	1.52	1.60	1.72

※1：10月1日現在（福井県の推計人口）  
※2：3月1日現在の乳児院・児童養護施設・里親への措置児童数（社会的養護の現況調査）

### ◆児童相談所・市町への児童相談件数が増加 児童虐待通告増加等に伴い一時保護児童数も増加

	H26	H28	H30
県児童相談所 児童相談対応件数	1,882	2,032	2,523
うち児童虐待相談	346	510	638
市町 児童相談対応件数	1,645	2,074	2,082
うち児童虐待相談	297	330	384

※福祉行政報告例

### （一時保護件数等）

	H26	H28	H30
一時保護実件数（件）	130	179	170
一時保護延べ日数（日）	5,106	4,977	5,927
1日あたり保護児童数（人/日）	14.0	13.6	16.2

※福祉行政報告例

### ◆登録里親数・里親委託率とも増加

	H26	H28	H30	
登録里親数（組）	74	94	99	
代替養育児童数	児童数(A)	19	31	33
	委託率(A/C)	9.4%	13.4%	16.5%
	(同 全国)	(16.5%)	(18.3%)	-
施設入所	児童数(B)	183	200	167
児童数 計 (C=A+B)	202	231	200	

※福祉行政報告例：年度末現在

### ◆入所施設では小規模化・地域分散化が進む

	施設数	小規模グループ 77実施施設	地域小規模 設置施設
乳児院	2施設	1施設	-
児童養護施設	5施設	5施設	2施設

※平成31年4月1日現在

## 代替養育を必要とする子どもの数の見込み

・児童人口の減少と代替養育対象児童数割合の増加傾向から推計

	H28～30平均	R6	R11
児童人口（0～17歳）※1	-	110,671	102,543
児童人口1000人当たり※2	-	2.00	2.23
代替養育対象児童数※3	216	222	229
3歳未満児	12	12	13
3歳以上就学前	29	30	31
学童期以降	175	180	185

※1：国立社会保障・人口問題研究所 都道府県別将来推計人口から推計  
※2：過去10年間の対象児童割合の増加率から推計  
※3：※1×※2により算出、年齢区分は直近3年平均の構成比により按分

## 社会的養育推進における目標

・里親による家庭養育の推進と必要な施設養育の受け皿確保

	H30	R6	R11	
登録里親数	99組	130組	190組	
代替養育児童数	里親委託	33人	50人	92人
	施設入所	167人	172人	137人
	合計	200人	222人	229人
里親委託率	里親委託率（全体）	17%	23%	40%
	3歳未満児	8%	33%	65%
	3歳以上就学前	24%	33%	65%
	学童期以降	16%	20%	35%

## 社会的養育推進の取組

### 1 当事者である子どもの権利擁護

- 第三者（弁護士等）による子どもからの意見聴取の仕組みづくり
- 児童相談所や施設職員、里親等への権利擁護に関する研修の実施

### 2 市町の子ども家庭支援体制の構築

- 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点を全市町に設置
- 児童相談所、市町、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の連携による在宅家庭の支援強化
  - ・市町担当児童福祉司を配置し市町への支援を強化
  - ・児童相談所から市町や児童家庭支援センターへの指導委託等の推進

### 3 里親等への委託の推進

- 児童相談所と民間機関によるフォostタリング機関の設置
- フォostタリング機関による里親支援の充実
  - ・里親開拓を強化し全市町での里親登録を促進
  - ・養育技術の向上を図る研修（事例検討、実習等）の実施
  - ・実親の同意促進等による子どもと里親のマッチング機会の増加
  - ・委託中の里親家庭への訪問支援、夜間・休日等の相談体制強化
- 市町と協力した里親支援活動の強化
- 児童相談所による特別養子縁組等の制度周知と相談支援の実施

### 4 施設の小規模・地域分散化、高機能化等への支援

- 施設養育を必要とする子どもの十分な受け皿の確保
- 家庭的環境確保のための小規模・地域分散化の推進
- 施設機能を活かし、将来の入所児童減少も見据えた多機能化等の支援
  - ・ケアニーズが特に高い子どもの受入体制の整備
  - ・一時保護専用施設の整備
  - ・在宅家庭への育児指導、産前産後母子支援事業の実施 等
- 対応が難しい子どもへ専門的ケアを提供する施設職員の育成支援

### 5 施設退所児童等の自立支援の推進

- 施設入所児童等に対する自立準備のための研修・講習会の実施
- 退所児童等が相談・交流できる場や自立援助ホーム設置の支援

### 6 児童相談所および一時保護の体制強化

- 児童相談所の体制および専門性の強化
  - ・児童福祉司等の職員体制の充実と人材育成の強化
  - ・介入的対応（一時保護）を行う職員と保護者支援を行う職員の分化
- 子どもが安心できる一時保護体制の整備
  - ・子どもの安全確保と個別・家庭的な保護を行うための施設の改築
  - ・個別かつ適切なケアを提供するための職員体制の充実
  - ・子どもの特性や通学に対応するための一時保護委託の活用